

雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業、教育訓練、出向）」を実施する事業主に対して助成するものであり、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的としています。

※助成金の詳細につきましては、厚生労働省HP「雇用調整助成金ガイドブック」をご確認ください。

対象者



次に当てはまる、事業主

- ・「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由」により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- ・生産量・売上高等を示す指標（生産指標）が最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること（生産量要件）
- ・雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近の3か月間の月平均値が、前年同期に比べ大企業の場合は5%を超えかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えかつ4人以上増加していないこと（雇用量要件）
- ・労使間の協定に基づき休業を実施し、休業手当を支払っている

内容



助成対象

- ・事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など

申請期限

- ・支給対象となる期間の最終日の翌日から2か月以内

助成額



- ・平均賃金額と休業手当の支払率をかけた額に、助成率をかけた額です。（休業又は教育訓練）
- ・雇用保険基本手当日額の最高額（令和5年8月1日時点で8,490円）が上限額です。
- ・助成率は、大企業 1/2 中小企業 2/3 となっています。
- ・教育訓練を実施した場合は、1人1日あたり1,200円を加算します。

支給対象期間（支給対象期）ごとに計画届と支給申請を行う



※新型コロナウイルスの影響に伴う特例、経過措置は令和5年3月31日をもって終了しております。詳しくは下記申請先へお問い合わせください。